

会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注予定情報公表要領

(平成19年 7 月12日決裁)

(平成23年 4 月 1 日決裁)

(令和 7 年 9 月26日決裁)

(令和 8 年 3 月19日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合が発注する建設工事の発注見通しに係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 公表の対象となる工事は、当該年度に発注が見込まれる建設工事で、かつ、予定価格が400万円を超えるものとする。

(公表事項及び公表時期)

第 3 条 公表事項については、次のとおりとする。

- (1) 工事の名称、場所、概要、工種及び工期
- (2) 契約の方法
- (3) 発注時期

2 公表時期については、毎年度4月1日以後、遅滞なく前項各号に掲げる事項を公表するものとし、発注見通しに関する事項の見直し、当該事項に変更がある場合には少なくとも毎年度 1 回、10月 1 日を目途として、その変更後の当該事項を公表する。

(公表の方法及び公表場所)

第 4 条 公表は、別記様式により事務局財務課及び消防本部総務課において閲覧に供する方法により公表するものとする。また、インターネットを利用して閲覧に供するものとする。

(公表期間)

第 5 条 公表期間は、当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、建設工事の発注見通しに係る情報の公表に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年 7 月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。